

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
実施機関の名称	春日部市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康保険部 介護保険課 介護保険担当・介護認定担当・地域支援担当 電話番号 048 (736) 1111 内線 3338～3345（介護保険担当） 3347～3349、3352～3357（認定担当） 3332～3335（地域支援担当）	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険資格管理に関する事務、介護保険1号被保険者に対する介護保険料賦課及び調定事務、介護保険被保険者証等再交付事務、住所地特例者・他市住所地特例者・適用除外者に関する事務、送付先住所届出に関する事務を行うため。介護給付適正化に関する事務、介護保険給付に関する事務、障害者控除対象者認定書交付に関する事務を行うため。介護保険要介護・要支援認定事務を行うため。	
記録項目	1被保険者台帳情報（被保険者氏名、カナ氏名、住所、生年月日、被保険者番号、宛名番号、性別）、2納付原簿、3世帯情報、4住基税情報、5送付先住所、6住所地特例施設情報、7保険者（他市）情報、8介護保険料納付情報、9介護保険料減免情報、10受給者台帳情報、11居宅（介護予防）サービス計画情報、12減額情報、13給付実績情報、14負担割合情報、15生保・老齢福祉情報、16口座情報、17後期・国保情報、18認定申請情報（個人番号、医療保険証番号、前回認定情報、主治医、特定疾病名、介護者の連絡先、提出者氏名・住所）、19認定情報、20調査票特記事項、21主治医意見書、22認定結果	
記録範囲	【資格】65歳以上の者、40歳以上64歳以下の特定疾病により要介護認定申請をした者、住所地特例者、他市住所地特例者、適用除外対象者 【賦課】介護保険法第9条の規定による第1号被保険者、介護保険料減免申請者 【給付】介護保険給付対象者 【認定】65歳以上の要介護及び要支援認定者、40歳以上64歳以下の法に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定申請者	
記録情報の収集方法	住基システム、住民税システム、住所地特例申請書、送付先住所届出書、介護保険被保険者証等再交付申請書、国保連合会システム、居宅サービス計画作成（変更）届出書、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書、障害者控除対象者認定申請書、高額介護（介護予防）サービス費支給申請書、負担限度額認定申請書、訪問介護等利用者負担額減額申請書、本人、代理人、親族、主治医、その他認定関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国保連合会システム、春日部市介護認定審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	春日部市 総務部 市政情報課 市民相談・情報公開担当 〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1 春日部市 市民生活部 庄和総合支所 総務担当 〒344-0192 埼玉県春日部市金崎839番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		
	登録番号	8-17